

令和 4 年 10 月 6 日

添付書類五（変更後の廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書）における
一条から十九条までのまとめ資料の分離方針

設計方針の結論が、本文及び添付資料「各条の適合性の説明」及び「解釈との適合性の説明」に記載されている場合は、各条のまとめ資料を分離し、許可書の補足説明資料とする。

各条のまとめ資料において、以下の内容について記載を残し、

- ① 設計条件
- ② 設計方針、評価方法
- ③ 評価結果

第一条については、安全上重要な施設の有無に関する評価であるため、記載を残す。
その他、上記方針に基づいて、分離する。

以上